

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

令和 7 年 7 月 3 日

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程

- ・ 公示日 : 令和 7 年 7 月 3 日 (木)
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和 7 年 7 月 4 日 (金)
- ・ 日本国内の投票日 : 令和 7 年 7 月 20 日 (日)

2 各投票方法について

在外公館等投票

※公館によって投票期間が異なりますのでご注意ください。

※在外公館等投票のためにご来館する際は、事前予約の必要はありません。投票期間中、投票時間内にお近くの投票場所へお越しください。

○在ニュージーランド大使館

投票期間 : 令和 7 年 7 月 4 日 (金) から 13 日 (日) まで

投票時間 : 09 : 30 ~ 17 : 00

投票場所 : Level 18 Majestic Centre, 100 Willis St. Wellington, Embassy of Japan in New Zealand

メールアドレス : consular@wl.mofa.go.jp

電話番号 : 027-544-7358 (選挙実施期間中 (時間中) のみ繋がります)

持参すべき書類 : ①在外選挙人証 ②パスポート等の写真付身分証明書

※在外公館投票期間中の当館閉館日 (7 月 5 日 (土)、6 日 (日)、12 (土) 及び 13 日 (日)) には、一般の方は当館が入居するビル (マジェスティックセンター) に入入りできません。Boulcott Street 側の入口に警備員を配置し、入口の開閉を行いますので、在外公館投票のためにご来館される方は Boulcott Street 側の入口にお越しいただき、警備員に「投票のために来館した」旨お伝えの上、警備員の指示に従ってご入館ください。

○在クライストチャーチ領事事務所

投票期間 : 令和 7 年 7 月 4 日 (金) から 12 日 (土) まで

投票時間 : 09 : 30 ~ 17 : 00

投票場所 : 172 Hereford Street, Christchurch, Consular Office of Japan in Christchurch

メールアドレス : enquiry.chc@wl.mofa.go.jp

電話番号 : 027-648-2766 (選挙実施期間中 (時間中) のみ繋がります)

持参すべき書類 : ①在外選挙人証 ②パスポート等の写真付身分証明書

※在外公館投票期間中の当館閉館日 (7 月 5 日 (土)、6 日 (日) 及び 12 日 (土)) に投

票にお越しの際は、入口付近に配置された警備員にその旨お声がけください。

○在オークランド総領事館

投票期間：令和7年7月4日（金）から13日（日）まで

投票時間：09：30～17：00

投票場所：Level 15, 41 Shortland Street, Auckland, Consulate-General of Japan in Auckland

メールアドレス：passport@ac.mofa.go.jp

電話番号：021-771-056（選挙実施期間中（時間中）のみ繋がります）

持参すべき書類：①在外選挙人証 ②パスポート等の写真付身分証明書

※在外公館投票期間中の当館閉館日（7月5日（土）、6日（日）、12日（土）及び13日

（日））は、当館が入居するビルの自動ドアをご利用できません。正面玄関入口

（Shortland Street 側）に警備員を配置し、入口の開閉を行いますので、在外公館投票のためにご来館される方は正面玄関入口にお越しいただき、警備員に「投票のために来館した」旨お伝えの上、警備員の指示に従ってご入館ください。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のための投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投票用紙等を返還することにより、在外公館等投票に変更することができます。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 選挙公報・候補者情報

- ・ 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。
- ・ 候補者情報については、[総務省ホームページ](#)から確認してください。